10月から 消費税・ 地方消費税は

度の準備はお済みですか?

# 地方消費税についての なお知らせです

## ご存じですか? 「地方消費税」 とその役割

私たちが一般に「消費税」と言っているのは、消費税 (国税) と 地方消費税 (都道府県税) を合計したものです。 また、地方消費税収入の2分の1は、市町村に交付されています。

2019年10月から、消費税率(消費税率+地方消費税率)は、 次のように引上げられます。

6.3%

**7.8**% 2.2%

#### 引上げ分は、

#### ひとりひとりのために

引上げ分の地方消費税収入は、 全て、子育てや医療・介護など 地域における社会保障のために 使われます。





## 上げと同時に、軽減税率制度が実施されます

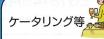
「酒類・外食を除く飲食料品」、「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」には、 軽減税率(8%)が適用されます。軽減税率の対象となる飲食料品の範囲は以下のとおりです。

















体資産

一定の一体資産は、 飲食料品に含まれます。

医薬品· 医薬部外品等

人の飲用又は

食用に供されるもの



軽減税率対象

標準税率対象

### 事業者の皆さん!

軽減税率制度は、対象品目の取扱い(販売)の無い の方を含め全ての事業者の

対象品目の売上げ・仕入れの 両方がある課税事業者

対象品目の売上げがなくても、

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率 により区分経理を行うことや、区分記載請 求書等を交付する必要があります。

どちらも、消費税の仕 入税額控除の適用を 受けるためには、区分

仕入れ(経費)について、取引ごとの税率 により区分経理を行う等の対応が必要とな

記載請求書等及び帳 簿の保存が必要です。

対象品目の仕入れ(経費)がある課税事業者 ります。





課税事業者との取引に際しては、課税事業者が仕入税額控除を行う等の ため、区分記載請求書等の交付などの対応が必要になる場合があります。

- ・請求書や帳簿などの記載のルールが変わります。
- ・軽減税率制度に対応したレジの導入等に対する支援があります。
- → 詳細は裏面をご覧ください。

10月1日からは